

「横浜市墓地及び納骨堂に関する条例施行規則」の一部改正の概要

1 趣旨

一般墳墓地（久保山墓地、三ツ沢墓地及び日野公園墓地）に加え、芝生型納骨施設（メモリアルグリーン）及び自動搬送式納骨施設（日野こもれび納骨堂）についても、墓地管理料を管理事務所の窓口でもお支払いできるようにするものです。

ただし、一般墳墓地同様、管理事務所の窓口でのお支払いは現金のみとします。

なお、使用料及び自動搬送式納骨施設の一括前納のお支払いは出来ません。

2 改正後の規則の概要

- (1) 第5条の2（領収書）の管理料について、括弧内の文言を削除します。
- (2) 第5条の3第1項（管理料の納付方法）に、芝生型納骨施設並びに自動搬送式納骨施設を加えます。
- (3) (2)に伴い、第5条の3第2項の自動搬送式納骨施設に係る管理料の一括前納についての文言は、第1項へ移行します。
- (4) (2)及び(3)に伴い、第5条の3第2項を削除します。また、第3項から第5項の項整理を行います。